

日本畜産物輸出促進協議会規約

制定 平成26年12月 8日

改正 平成28年 7月25日

改正 平成29年 7月25日

改正 平成30年 7月13日

(名称)

第1条 この会は、日本畜産物輸出促進協議会(英名:Japan Livestock Products Export Promotion Council .略称:J-LEC.以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国産畜産物の輸出促進に必要な事業、国産畜産物の輸出に係る情報の収集・提供を推進すること等を通じて、国産畜産物の輸出を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国産畜産物の輸出促進のため必要な事業
- (2) 国産畜産物の輸出に関する情報の収集、分析・検討とその結果の提供
- (3) 会員の共通問題の処理
- (4) 関係諸官庁との連絡調整
- (5) 国内外の関係諸団体との連絡調整
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、第6条第1項各号に規定する部会の正会員、特別会員及び支援会員とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
理事長	1名
理事	20名以内
監事	2名以内

2 役員は、会員及び学識経験者で構成し、総会の決議によって選出する。

- 3 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が任期中に辞任したときは、同一団体の後任者等がその残任期間を引き継ぐものとする。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が必要な職務を行う。
- 6 会長及び理事長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 7 理事は、会長及び理事長を補佐する。
- 8 監事は、会長、理事長及び理事の会務の執行状況並びに会計を監査する。

(部会)

第6条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 牛肉輸出部会
 - (2) 豚肉輸出部会
 - (3) 鶏肉輸出部会
 - (4) 鶏卵輸出部会
 - (5) 牛乳乳製品輸出部会
- 2 上記のほか役員会で必要と認められた委員会を置くことができる。
 - 3 部会及び委員会の長は、理事長の承認を得て、その運営に関する規則を定める。
 - 4 部会及び委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

- 第8条 会長は、毎会計年度1回定時総会を招集しなければならない。
- 2 会長又は理事長は、必要があると認めるとき又は会員の過半数から請求があるときは、臨時総会を招集するものとする。
 - 3 総会は、事業の報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認、この規約の改正その他協議会の運営に関する重要な事項について決議する。
 - 4 総会の議長は、理事長が当たるものとする。
 - 5 総会は、正会員及び特別会員の議決権の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、出席した正会員及び特別会員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、理事長及び理事をもって構成し、会長又は理事長が必要と認

めたとき又は役員の過半数から請求があるときは開催するものとする。

2 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議する事項の決定
- (2) 総会から付託された事項の決定
- (3) 諸規程の制定又は改廃
- (4) 事業計画、収支予算の決定
- (5) その他協議会の会務執行の決定

3 役員会の議長は、理事長が当たるものとする。

4 役員会は、会長、理事長及び理事の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、必要があると認めるときは、役員会において意見を述べるができるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、公益社団法人中央畜産会に置く。

(会費)

第11条 協議会及び部会の運営に関する経費の財源に充てるため、会員は会費を負担するものとする。

2 部会は、協議会規約及びそれぞれの規則に従って会員から会費を取りまとめ、役員会で定められた額を会員に代わって協議会に拠出し、残りの部分を部会の運営経費に充てるものとする。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営の細則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は、平成26年12月8日から施行する。

2 設立当初の役員は、設立総会により決定された役員を本規約第5条に定める役員とする。

(附 則)

この規約は、平成28年7月 25日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成30年7月13日から施行する。